

区市町村無電柱化事業に
対する都費補助要綱

東京都建設局

区市町村無電柱化事業に対する都費補助要綱

平成20年3月27日
19建道管安第195号

第1 目 的

この要綱は、都内の区市町村が実施する無電柱化事業に要する経費について、都が交付する補助金の補助対象、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象

補助の対象となる事業は、区市町村が「電線共同溝の整備等による特別措置法（平成7年3月法律第39号）（以下、「電線共同溝法」という。）」に基づき実施する無電柱化事業とする。

第3 補助対象事業費及び補助率

1 補助対象事業費

前記第2に掲げる事業に要する経費から国庫補助金（社会資本整備総合交付金及びNTT無利子貸付金を含む。以下同じ。）、電線共同溝法第7条の規定による建設負担金及びその他の収入を控除した額。

2 補助率

都は、予算の範囲内で、別途定める採択基準により補助する。

第4 交付申請

区市町村が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式の補助金交付申請書により、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 1 工事設計書（工事の図面を添付）
- 2 その他知事が求める書類

第5 決定及び通知

知事は、前記第4による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに補助金の交付を決定し、別記第2号様式により区市町村に通知するものとする。

第 6 経費の配分及び内容の変更

区市町村が補助金の交付の決定通知を受けた後、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、経費の配分及び内容変更承認申請書（別記第 3 号様式）又は補助金交付決定額の変更申請書（別記第 4 号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微と認められる次に掲げるものについては、この限りではない。

1 経費の配分の軽微な変更

本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、移設補償費、その他事業費における流用で、流用先の経費の 3 割（当該流用先の経費の 3 割に相当する額が 300 万円以下であるときは 300 万円）以内の変更となるもの。

2 内容の軽微な変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）

工種別の金額の 3 割（当該工種別の金額の 3 割に相当する額が 900 万円以下であるときは 900 万円）以内の変更かつ、3,000 万円以内の変更となるもの。

第 7 承認及び通知

知事は、前記第 6 による経費の配分及び内容の変更の申請があったときは、経費の配分及び内容変更承認申請書又は補助金交付決定額の変更申請書、関係書類を審査の上、補助金を変更すべきものと認めたものについては、速やかに補助金の変更を決定し、別記第 5 号様式により区市町村に通知するものとする。

第 8 実績報告

区市町村は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る実績報告書（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。

第 9 補助金額の確定

知事は、前記第 8 に定めるところにより実績報告を受けた場合においては、実績報告書、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに別記第 7 号様式により区市町村に通知するものとする。

第 10 補助金の交付

この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、会計年度終了のときまでに完了しない場合には、会計年度終了のときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金等交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年21建道管安第3号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22建道管安第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名

印

無電柱化事業補助金交付申請書

無電柱化事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
(1) 事業名

- 2 補助事業の内容
(1) 路線名
(2) 箇所名

- 3 補助事業の完了予定期日
平成 年 月 日

- 4 交付申請額 金 円

5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

路線名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考
合 計			—		

6 補助事業の経費の配分

(単位：円)

経費の配分		路線名			計	備考
事業費	工 事 費					
	工 事 費	本工事費				
		附帯工事費				
		測量及び試験費				
		移設補償費				
		その他事業費				
合 計						

7 事業費充当財源表

(単位：円)

路線名	事業費	事業費充当財源内訳				
		国庫補助金	都費補助金	建設負担金	その他財源	一般財源
合 計						

添付書類

- 1 工事設計書 (国庫補助申請に準ずること。)
- 2 図 面 一般図及び平面図
縦 断 図
構 造 図
- 3 移設補償費の場合は次に掲げる書類
移設補償費見積書
移設工事の図面 (必要に応じて)

第2号様式

記 号 番 号

区市町村名

年 月 日付 号で申請のあった無電柱化事業について、補助金を下記により交付する。

年 月 日

東京都知事名

印

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 補助対象事業 無電柱化事業
 - (1) 路線名
 - (2) 箇所名
- 3 交付条件
 - (1) この事業に要する経費の配分等は、申請のとおりとする。
 - (2) この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、会計年度終了のときまでに完了しない場合には、会計年度終了のときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。
 - (3) この補助金に関し、知事が必要であると認めるときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして随時調査を行わせることがある。
 - (4) (3) の報告又は調査の結果、この補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
 - (5) この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。

(6) 次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。ただし、要綱第6ただし書に定める「軽微な変更」に該当する場合はこの限りではない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(7) この事業が会計年度終了までに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(8) この事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は会計年度終了の日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

この事業の廃止の承認をした場合もまた同様とする。

ア 事業の結果

イ 補助金に係る収支計算に関する事項

ウ 以上のほか知事が指示する事項

(9) (8) の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

(10) この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ この事業を中止し、又は廃止したとき。

エ 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。

オ 以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

(11) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額)について年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)で計算した違約

加算金（100円未満の端数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(14) (13)により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

4 申請の撤回

この補助金の交付内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

第3号様式（補助金の額に変更のない場合）

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名

印

無電柱化事業経費の配分及び内容変更承認申請書

年 月 日付 号で補助金の交付決定通知を受けた無
電柱化事業について補助金の交付に係る経費の配分及び内容を変更した
いので、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

- 1 補助事業の名称
(1) 事業名

- 2 補助事業の内容
(1) 路線名
(2) 箇所名

- 3 補助事業の完了予定期日
平成 年 月 日

- 4 交付金額 金 円

5 交付申請額の算出方法

(単位:円)

路線名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考
合 計			—		

6 補助事業の経費の配分

(単位:円)

経費の配分		路線名			計	備考
事業費	工 事 費					
	工 事 費	本工事費				
		附帯工事費				
		測量及び試験費				
		移設補償費				
		その他事業費				
合 計						

7 事業費充当財源表

(単位:円)

路線名	事業費	事業費充当財源内訳				
		国庫補助金	都費補助金	建設負担金	その他財源	一般財源
合 計						

添付書類

- 1 工事設計書 (国庫補助申請に準ずること。)
 - 2 図 面 一般図及び平面図
縦 断 図
構 造 図
 - 3 移設補償費の場合は次に掲げる書類
移設補償費見積書
移設工事の図面 (必要に応じて)
- (注) 変更前を上段 () 書きとすること。

第4号様式（補助金の額に変更のある場合）

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名

印

無電柱化事業補助金交付決定額の変更申請書

年 月 日付 号で補助金の交付決定通知を受けた無電柱化事業について交付決定額の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

- 1 補助事業の名称
(1) 事業名

- 2 補助事業の内容
(1) 路線名
(2) 箇所名

- 3 補助事業の完了予定期日
平成 年 月 日

- 4 交付金額 (金 円)
金 円

(注) 交付金額は変更前を上段 () 書きとすること。

5 交付申請額の算出方法

(単位:円)

路線名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考
合 計			—		

6 補助事業の経費の配分

(単位:円)

経費の配分		路線名			計	備考
事業費	工 事 費					
	工 事 費	本工事費				
		附帯工事費				
		測量及び試験費				
		移設補償費				
		その他事業費				
合 計						

7 事業費充当財源表

(単位:円)

路線名	事業費	事業費充当財源内訳				
		国庫補助金	都費補助金	建設負担金	その他財源	一般財源
合 計						

添付書類

- 1 工事設計書 (国庫補助申請に準ずること。)
 - 2 図 面 一般図及び平面図
縦 断 図
構 造 図
 - 3 移設補償費の場合は次に掲げる書類
移設補償費見積書
移設工事の図面 (必要に応じて)
- (注) 変更前を上段 () 書きとすること。

第5号様式

記号番号

区市町村名

年 月 日付 号で変更申請のあった無電柱化事業について、下記のとおり決定したので通知する。

年 月 日

東京都知事名

印

記

1 交付金額

- (1) 変更交付決定額 金 円
- (2) 既交付決定額 (金 円)

2 補助対象事業 無電柱化事業

- (1) 路線名 外○路線
- (2) 箇所名 外○箇所

3 交付条件

この事業に要する経費の配分は、申請のとおりとする。

第6号様式

記 号 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名

印

無電柱化事業実績報告書

年 月 日付 号外 件をもって補助金の交付決定
通知を受けた無電柱化事業の実績について関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

(1) 事業名

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

3 補助事業の期間

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

4 補助金精算調書 (単位:円)

区 分	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助金額	備考
交付決定通知額				
精算額				

5 補助事業の経費の配分 (単位:円)

経費の配分		路線名			計	備考	
		事業費	工 事 費				
工 事 費	本工事費						
	附帯工事費						
	測量及び試験費						
	移設補償費						
	その他事業費						
合 計							

6 事業費充当財源表 (単位:円)

路線名	事業費	事業費充当財源内訳				
		国 庫 補助金	都 費 補助金	建 設 負担金	その他 財 源	一 般 財 源
合 計						

添付書類

- 1 しゅん工図 (平面図のみ)
- 2 移設等補償金決定通知書又は移設等補償契約書 (移設補償費のみ)

注 2に掲げる事項及び添付書類の数字については、変更前を上段 () 書とすること

第7号様式

記号番号

区市町村名

補助金額確定通知書

年 月 日付 号で実績報告のあった 年度区市町村の無電柱化事業に対する補助金については、「区市町村無電柱化事業に対する都費補助要綱」第9条の規定により、下記のとおり確定したので、通知する。

年 月 日

東京都知事名

印

記

確定金額 金

円

請 求 書

	十	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
請求金額										

年 月 日付 号で補助金の額の確定通知のあった無電柱化
事業費補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

東京都知事

殿

区市町村長名

印